

平成28年4月11日

各 位



会社名 東亜道路工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉原健一
(コード番号 1882 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員
法務・コンプライアンス部長 米澤優二
(TEL. 03 - 3405 - 1812)

独占禁止法違反に関する再発防止策について

当社及び当社関係者は、平成28年2月29日、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様やお取引先をはじめご関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社といたしましては、事態の重大性を厳粛に受け止め、一日も早く信頼を回復するよう努めるとともに、今後ともコンプライアンス経営の徹底に努め、形骸化することのないように常に検証を行い、実効性のあるシステムを構築・維持し、広く社会から信頼され続ける企業を目指してまいります。

そのための当社における再発防止策について、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経営トップのコミットメント

今回、独占禁止法違反により起訴される事態を受けて、新年度の方針発表や、各種会議ならびに研修会等における社長訓示・講話などのあらゆる機会をとらえて、経営トップから直接、全ての役員員に対して、独占禁止法コンプライアンスを重視している旨のメッセージを繰り返し伝えることに取り組んでまいります。

2. 当社の実情に応じたコンプライアンス（独占禁止法）リスクの洗い出し

当社では、リスクマネジメントの一環として、毎年「経営リスクの洗い出し」作業を実施しておりますが、平成27年度からは、独占禁止法を中心としたコンプライアンスリスクを切り分けて抽出し、当社グループの役職員がリスク内容を認識し、的確な行動が取れる環境を作ってまいります。

3. コンプライアンス体制の見直し

コンプライアンス経営を一層推進し、それを組織内に周知徹底するための常設専門委員会として、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を平成27年8月に設置するとともに、取り組みを全社的な活動とするため、本社各セクションならびに支社に「コンプライアンス・リーダー」を配置しました。

平成28年1月には、コンプライアンス体制の強化と独占禁止法を中心とした社内相談窓口の専門部署として、法務・コンプライアンス部を設置しました。また、法務・コンプライアンス部の機能のさらなる充実を図るため、4月1日付けで法務・コンプライアンス部を改組し、新たに役付取締役を部長とする「CSR推進部」を新設しました。同部門は事業部から独立し、当社グループを一体的かつ組織横断的に管理し、コンプライアンス体制の強化と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行ってまいります。

4. 違反行為を未然防止するための方策

(1) 「営業コンプライアンスガイドライン」の作成

営業活動における、より厳格な法令の遵守と業務の透明性の確保を目的としており、営業職等、競業他社と接触する可能性のある職員はもとより、全社員に配布し、その周知徹底を図ります。

(2) 研修等の啓蒙活動とマニュアルの整備

独占禁止法の基本的な考え方を周知し、当社の事業活動に応じた独占禁止法リスクについての啓蒙を行うために、研修を充実させマニュアル等の整備、徹底を図ってまいります。制度化した導入研修として、各職場において「入札談合と独占禁止法」、「独占禁止法全般」、「下請法」等のガイドブックをもとに月1回のペースで研修会を実施しています。息の長い活動とするため、実例を踏まえたケーススタディの導入等、研修内容のあり方も適時考察してまいります。また、平成28年度の早い時期に、同様の教育研修を関連会社社員向けに拡大することを検討しています。

(3) 法務相談体制の整備

コンプライアンスに関する専門部署である法務・コンプライアンス部においては当社グループの社員が個別事案・事象に関し、報告・相談しやすい体制、仕組、あるいは風土の醸成に努めてまいります。

(4) 独占禁止法違反に対する社内の懲戒ルールの周知徹底

「コンプライアンス規程」、「社員就業規則」において、独占禁止法を含むコンプライアンス違反が懲戒処分の対象になることが明文化されていることを周知徹底します。

5. 違反行為が行われていないかのチェックと情報収集の仕組み

(1) コンプライアンス監査の実施

「行動規範」、「コンプライアンス規程」や「営業コンプライアンスガイドライン」等の周知徹底状況を監査するとともに、事業所内でのコンプライアンス違反、その兆候の有無を社員にヒアリングします。必要があれば、抜き打ち監査等踏み込んだ手法も検討、実施します。

(2) 内部通報制度の整備

独占禁止法に違反した場合には企業はもちろん職員にとって社会的・経済的制裁が与えられることを認識させ、「内部通報規程」に基づき内部通報制度の重要性を全ての役職員に周知・徹底させます。

6. 適切な人事管理

社員が違法行為に手を染めるリスクの軽減を図るため、グループ会社間の異動も含めた定期的な人事ローテーションを実施するなど、適切な人事管理を推進してまいります。

以上